

公益社団法人日本顕微鏡学会
海外旅費規程

決 定:平成 23 年 11 月 12 日

改正:平成 26 年 3 月 15 日

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人 日本顕微鏡学会(以下「本学会」という。)の業務に係る海外出張旅費の支給基準及びその手続きについて必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本学会から要請又は業務委嘱された、本学会の会員及び事務局員について適用する。

(旅費の構成)

第3条 旅費の内訳は、(1)交通費、(2)日当・宿泊費、(3)旅行雑費とする。

(交通費の支給方法)

第4条 交通費の支給額は、運賃実費額とする。

- 2 航空運賃はエコノミークラスとし、額は事前手配の原則に基づいて割引運賃を支給する。空港までの交通費は別途加算して実費を支給する。
- 3 その他の交通手段の運賃は、原則として公共交通機関を利用し、その実費を支給する。
- 4 業務上の必要により特急料金、寝台料金を必要とした場合は、実際に支払った各料金を支給する。
- 5 業務上の都合、自然災害、交通遮断等その他やむを得ない理由で予定の経路を変更した場合は、実際に経過した経路および方法によって旅費を計算する。

(旅行地の区分)

第5条 外国旅行に係る地方の区分は、指定都市、その他の2地方に区分するものとする。

- 2 前項に掲げる指定都市とは、シンガポール、ロス・アンジェルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リアド及びアビジャンとし、その他とは、指定都市以外の地域とする。

(日当及び宿泊費)

第6条 日当は定額とし、1日につき5,000円とする。

- 2 宿泊費は第5条第2項の区分により、1日につき指定都市では19,000円、それ以外の地域では13,000円とする。

- 3 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合には、増した日数分の日当及び宿泊費を支給する。

(旅行雑費)

第7条 外国旅行に伴う予防注射料、旅券の交付手数料、旅行損害保険料等の費用の実費を支給することができる。

(分担及び適用除外)

第8条 旅費の全部又は一部について他から支給された場合には、その額に応じて減額して支給する。

(仮払い及び精算)

第9条 海外旅費は概算により支給することができる。

- 2 前項の場合及び旅行中に業務その他の理由によって目的地その他、当初の予定を変更した場合は、帰着後直ちに精算するものとする。

(特例)

第10条 この規程による旅費が著しく不相当と理事会が認めた場合には、その事情を考慮して特別の取り扱いをすることができる。

附則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。